

総社市告示第 1 0 号

総社市難病等患者及び人工透析患者療養通院費助成金支給要綱（平成 1 7 年総社市告示第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項号に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第 1 条 この要綱は、難病等により患した者又は人工透析患者（以下「患者」という。）が当該疾患に関する医療又は治療を受けるため医療機関へ通院した際、通院費の一部に充てるため、<u>難病等患者及び人工透析患者療養通院費助成金（以下「助成金」という。）</u>を支給し、その負担の軽減を図ることにより、患者とその家族の福祉の向上を図るものとする。 （定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）<u>難病等</u> 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 2 6 年法律第 5 0 号）に規定する指定難病及び岡山県特定疾患治療研究事業実施要綱（平成 1 0 年 4 月 3 0 日医薬第 2 3 0 号）第 3 条に定める対象疾患をいう。 （2）<u>人工透析患者</u> <u>じん臓機能障害による身体障害者手帳の交付を受け、人工透析治療を受けるため通院している者をいう。</u>	（趣旨） 第 1 条 この要綱は、難病等により患した者又は人工透析患者（以下「患者」という。）が当該疾患に関する医療又は治療を受けるため医療機関へ通院した際、通院費の一部に充てるため<u>助成金</u>を支給し、その負担の軽減を図ることにより、患者とその家族の福祉の向上を図るものとする。 （用語の定義） 第 2 条 この要綱において「<u>難病等</u>」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 2 6 年法律第 5 0 号）に規定する指定難病及び岡山県特定疾患治療研究事業実施要綱（平成 1 0 年 4 月 3 0 日医薬第 2 3 0 号）第 3 条に定める対象疾患をいう。

改 正 後	改 正 前
<u>(3) 保護者 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）の規定により親権を行う者，後見人その他の者であつて，患者を監護する者をいう。</u> <u>(4) 相続人 助成金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が死亡した場合における当該受給者の親族であつて，次に掲げるものをいう。</u> <u>ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>イ 子</u> <u>ウ 父母</u> <u>エ 孫</u> <u>オ 兄弟姉妹</u> （支給要件） 第３条 市は，第１条の目的を達成するため，次の各号に掲げる要件をすべて満たす者に対し，助成金を支給するものとする。 (1)～(4) 略 （支給の申請） 第６条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，難病等患者及び人工透析患者療養通院費助成金支給申請書を市長に提出しなければならない。	<u>2 この要綱において「人工透析患者」とは，じん臓機能障害による身体障害者手帳の交付を受け，人工透析治療を受けるため通院している者をいう。</u> <u>3 この要綱において「保護者」とは，児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）の規定により親権を行う者，後見人その他の者であつて，患者を監護する者をいう。</u> <u>4 この要綱において「遺族」とは，受給者の属していた世帯に属する者であつて，次の各号に掲げるものをいう。</u> <u>(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>(2) 父母</u> <u>(3) 子及び孫</u> <u>(4) 兄弟姉妹</u> （支給対象者） 第３条 助成金の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は，次の各号のすべてに該当する者とする。 (1)～(4) 略 （支給の申請） 第６条 助成金の支給を受けようとする者は，難病等患者及び人工透析患者療養通院費助成金支給申請書を市長に提出しなければならない。

改 正 後	改 正 前
2 前項の場合において、患者が未成年であるときは、<u>当該患者の保護者</u>が申請するものとする。 (申請事項の変更) 第8条 略 2 <u>市長は、前項の規定により受給者が支給要件を満たさなくなった場合は、助成金の支給を取り消し、難病等患者及び人工透析患者療養通院費助成金支給取消通知書により、受給者に通知するものとする。</u> (現況届) 第9条 受給者は、毎年10月1日から同月31日までの間に、その年の10月1日における状況を記載した難病等患者及び人工透析患者療養通院費助成金現況届を市長に提出しなければならない。 (死亡の場合の取扱い) 第10条 受給者が死亡したときは、<u>相続人</u>は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 2 受給者が死亡した場合において、その生存中に助成金の支給対象となる期間があるときは、支給を受けていない期間の助成金（以下「未支給助成金」という。）については、<u>相続人</u>に支給する。 3 未支給助成金を受ける<u>相続人</u>の順位は、第2条第4号アからオまでの順序による。 4 <u>前項の場合において、未支給助成金を受ける同順位の者が複数いるときは、これらの代表者を選任し、相続人代表指定届を市長に提出しなければならない。</u> (助成金の返還等) 第11条 市長は、受給者又は<u>相続人</u>が偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたときは、その者から当該助成金を別に定める返還命令書により、返還させることができる。 2 市長は、受給者又は<u>相続人</u>が正当な理由がなく第8条から前条までに定める届出等をしなかったときは、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又はその支給を停止することができる。	2 前項の場合において、患者が未成年であるときは、<u>当該保護者</u>が申請するものとする。 (申請事項の変更) 第8条 略 (現況届) 第9条 <u>助成金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）</u>は、毎年10月1日から同月31日までの間に、その年の10月1日における状況を記載した難病等患者及び人工透析患者療養通院費助成金現況届を市長に提出しなければならない。 (死亡の場合の取扱い) 第10条 受給者が死亡したとき<u>遺族</u>は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 2 受給者が死亡した場合において、その生存中に助成金の支給対象となる期間があるときは、支給を受けていない期間の助成金（以下「未支給助成金」という。）については、<u>受給者の遺族</u>に支給する。 3 未支給助成金を受ける<u>遺族</u>の順位は、第2条第4項各号の順序による。 (助成金の返還等) 第11条 市長は、受給者又は<u>その遺族</u>が偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたときは、その者から当該助成金を別に定める返還命令書により、返還させることができる。 2 市長は、受給者又は<u>その遺族</u>が正当な理由がなく第8条から前条までに定める届出等をしなかったときは、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又はその支給を停止することができる。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。